

プレグラ掲載会員の皆様へ

スポーツクラブ専用補償制度*のご案内

行事参加者補償制度費用保険特約付 団体総合補償制度費用保険
管理財物補償特約(施設用・イベント用)付 施設所有(管理)者賠償責任保険

2026年2月1日以降専用



保険契約者

株式会社Birth47

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋1-41-9 朝日生命三軒茶屋ビル7階
TEL 03-6805-5477 FAX 03-6805-5634



※ スポーツクラブ専用補償制度は、団体総合補償制度費用保険(必要なものがあれば記載)、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、有機フッ素化合物(PFAS)補償対象外特約付帯)＋施設所有(管理)者特別約款(職業的行為損害補償対象外特約、管理財物補償特約(施設用・イベント用)付帯)＋保険料確定特約をセットした商品のベトナムネームです。

※ このパンフレットは団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約付)、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および管理財物補償特約(施設用・イベント用)の概要を説明したものです。この保険は、Chubb損害保険株式会社の団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)、施設所有(管理)者賠償責任保険ならびに付帯特約の規定に従います。

「スポーツクラブ専用補償制度」の概要

- ① スポーツクラブ専用補償制度は、スポーツ教室の運営における様々なリスクに備える制度です。
本制度は、災害補償制度と賠償補償制度の2つで構成されます。
災害補償制度は、スポーツ教室参加中に会員がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、スポーツ教室運営者（被保険者）が補償規程に基づいて見舞金をお支払いした場合、その費用を補償するものです。
賠償補償制度（施設所有（管理）者賠償責任保険）は、スポーツ教室運営者（被保険者）が、スポーツ教室に参加する会員や第三者の身体障害や財物の損壊を発生させたために、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。
- ② 株式会社 Birth47 が契約者となりプレグラ掲載会員の皆様全員を被保険者とする団体総合補償制度費用保険および施設所有（管理）者賠償責任保険です。
- ③ 加入対象は、株式会社 Birth47 の運営するポータルサイト「Play Ground」に情報を掲載する企業となります。

「災害補償制度」とは ～スポーツ教室主催者の気遣いとして～ 地震・津波などの天災によるケガも補償します。

補償内容

スポーツクラブの会員が、スポーツ教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ（天災時含む）、または特定疾病※を被られた場合に、スポーツ教室の運営者が補償規程に基づいて見舞金をお支払いをした場合、その費用を保険金としてお支払いします。

この補償制度は、Chubb 損害保険株式会社の「行事参加者補償制度費用保険特約付団体総合補償制度費用保険」によって運営しております。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 / くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 / 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 / 細菌性食中毒 / 日射病・熱射病等の熱中症 / 低体温症 / 脱水症

（注）ただし、スポーツ教室開催日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払いの対象外となります。

想定事故例

スクール中の事故



会員にサッカーゴールが倒れてきた。

特定疾病の事故



熱中症で会員が倒れ病院に運ばれた。

天災事故



大地震が発生。天井の一部が崩れ、会員が下敷きに。

往復途上の事故



スポーツ教室へ行く途中、交通事故に遭いケガをした。

制度の特長

- スポーツ教室参加中のケガだけではなく、特定疾病も補償します。

補償の対象となる特定疾病

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 1. 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）急性心不全等の急性心疾患 | 4. 細菌性食中毒 |
| 2. くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 | 5. 日射病・熱射病等の熱中症 |
| 3. 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 | 6. 低体温症 |
| | 7. 脱水症 |

- 天災によって被ったケガも補償いたします。

地震、噴火、またはこれらによる津波によってケガを被った場合も、保険金をお支払いします。

「賠償補償制度」とは ～スポーツクラブ主催者としての責任～

補償内容

スポーツ教室の運営者が、その運営や活動に起因して、会員や第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、スポーツ教室の運営者に法律上の賠償責任が生じた場合、補償金をお支払いする制度です。

この補償制度は、Chubb 損害保険株式会社の「管理財物補償特約（施設用・イベント用）付施設所有（管理）者賠償責任保険」によって運営しております。

想定事故例

対人事故



会員の蹴ったボールが通行人にあたり、ケガをさせてしまった。

対人事故



落雷により参加者が死亡。
事前に教室を中止させなかった安全管理不備を理由に、遺族から運営者が訴えられた。

対物事故



会員の蹴ったボールが隣家に直撃、窓ガラスを破損した。

補償額

補償金の種類		保険金額
災害補償制度	災害死亡補償保険金	1,000万円
	後遺障害補償保険金	最高1,000万円
	療養補償保険金	入院日額 4,000円
		手術保険金 手術の種類に応じて入院日額の10倍、20倍、40倍
		通院日額 1,500円
賠償補償制度	対人・対物共通限度額	1事故：5億円／免責金額(自己負担額)：0円
管理財物補償特約(施設用・イベント用)		1事故・期間中：100万円／免責金額(自己負担額)：3万円

- ・入院日額・通院日額については、治療日数の1日目から補償されます。
- ・入・通院補償保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日あたりの保険金をお支払いします。

ご契約の締結後

● 保険期間中のクラブ員の増減について

保険期間中の会員の中途加入、中途脱退について、その都度の報告や追加保険料の払い込みは不要です。

保険期間の途中で加入された会員につきましては、加入日より自動的に補償が開始されます。



お支払い内容と重要事項説明

災害補償制度	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	対象となる損害 下記の場合において、スポーツ教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により発生した会員のケガまたは特定疾病^(注1)(「補償適用の原因」^(注2)といえます。)に対して、被保険者が「補償規程」^(注3)に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。 【災害死亡補償保険金】 補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。 【後遺障害補償保険金】 補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	【療養補償保険金】 ●入院日額 補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。 ●通院日額 補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。 ●手術保険金 療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りです。 下記のいずれかによって発生した損害に対しては補償金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者、会員の故意・重過失 ②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥スポーツ教室開催日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ⑦野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他他激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ⑧成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など ⑨むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないものなど

賠償補償制度	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、そのスポーツイベント主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用が支払われます。 ① 緊急措置費用 ② 損害防止費用 ③ 協力費用 ④ 権利保全費用 ⑤ 争訟費用 管理財物補償特約(施設用・イベント用) 日本国内において、行事の遂行において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	● 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害 ● 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議によって生じる損害 ● 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害 ● 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害 ● 被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 ● 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。 次のいずれかに該当する財物に対する損害 ● 被保険者またはその法定代理人(被保険者が法人である場合には、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。)もしくは使用人が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。) ● 被保険者が所有または賃借する施設内において貯蔵、保管、組立て、加工、修理、点検等のために被保険者が受託している財物 ● 植物、動物 次のいずれかの事由による損害 ● 保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗難 ● ペルフルオロアルキル化合物またはポリフルオロアルキル化合物などの有機フッ素化合物(PFAS)に起因するあるいは関連する損失、傷害、疾病、死亡、医療費、防御費用、経費、その他のあらゆる費用の損害 ● 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリングラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊による損害 ● 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊による損害 ● 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 ● 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任を負担することによって被る損害 など ● 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、鑑(き)草、稿(こう)本、設計書、雛(ひな)型、その他これらに準ずべき財物の損壊、紛失または盗難 ● 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した財物自体の損壊 ● 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊 ● 作業を終了し引渡された後に発見された財物の損壊 ● 消耗品または消耗材に単独に生じた損害 ● 自動車、航空機、人工衛星、船舶もしくは原動機付自転車に生じた損壊、紛失または盗難 など

※この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

用語の説明	(注1) 特定疾病: 「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。 (注2) 補償適用の原因: 会員が被った次のケガまたは特定疾病 ①被保険者が主催するスポーツ教室参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、スポーツ教室参加を目的として住居を出発する前に、会員名簿で事前に参加が確定している方に限ります。) (注3) 補償規程: 被保険者であるスポーツ教室主催者が会員に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの。
-------	---

ご注意	● ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。 ● 被保険者は会員名簿の備付けが必要となります。会員名簿にお名前記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。 ● ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店までご連絡ください。①住所を変更された場合 ②補償規程の記載事項に変更が生じた場合
-----	---

- 保険料確定特約について**
- この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高など(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(ご契約期間)終了時の確定精算を省略いたします。
 - 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、原則ご契約できません。
- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、原則ご契約できません。取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 - 新規事業者等で、保険契約締結時に、最近の会計年度(1年間)の保険料算出の基礎となる数値が存在しない場合には、原則ご契約できません。
- ※ 団体総合補償制度費用保険(行事参加補償制度費用保険特約付き)、賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集、および保険証券は株式会社Birth47に交付されます。このパンフレットは概要を説明したものです。
- ※ ご契約に際しては、必ずスポーツクラブ専用補償制度パンフレット、施設(所有)管理者賠償責任保険(パンフレットおよび重要事項説明書をご覧ください。また、詳しくは団体総合補償制度費用保険約款集(正式名称として下さい)、賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

幹事取扱代理店

ファイナンシャルアライアンス株式会社
東京都港区赤坂 2-9-11 オリックス赤坂 2 丁目ビル 5F

取扱代理店

Gift Your Life 株式会社
東京都中央区銀座 8-9-12 銀座リヨンビル 6F
TEL 03-6264-4731 FAX 03-6264-4732

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) 広域代理店営業部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデングレイス品川御殿山
TEL 03-6364-7064 (代)
www.chubb.com/jp



2026年1月版
CL262024